

議案第105号 説明資料

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号) 第1条～第16条の3 略 (勤勉手当) 第17条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第50項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額 3～5 略 第18条～第23条 略 附 則 1～52 略 53 附則第50項の規定が適用される間、第17条第2項第1号に定める額は、同号の	○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号) 第1条～第16条の3 略 (勤勉手当) 第17条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第50項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 第18条～第23条 略 附 則 1～52 略 53 附則第50項の規定が適用される間、第17条第2項第1号に定める額は、同号の

現 行 条 例								改 正 条 例							
規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第50項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、<u>勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額</u>）の総額に相当する額を減じた額とする。								規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第50項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95を乗じて得た額）</u>の総額に相当する額を減じた額とする。							
別表第1（第4条関係）								別表第1（第4条関係）							
行政職給料表								行政職給料表							
(単位 円)								(単位 円)							
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	再任用職員 以外の職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900		2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200		3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400		4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600		5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600		6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800		7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000		8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100		9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300		10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400		11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600		12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500		13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500		14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600		15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600		16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400		17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400		18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200		19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100		20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100		21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000		22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000		23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900		24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900		25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300

現 行 条 例								改 正 条 例							
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800		26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800		27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800		28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300		29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100		30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900		31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500		32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300		33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700		34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200		35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800		36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200		37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400		38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600		39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700		40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800		41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000		42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200		43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300		44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000		45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700		46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400		47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100		48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700		49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300		50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800		51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200		52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600		53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900		54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200		55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500		56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800		57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100		58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400		59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700		60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000		61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	

現 行 条 例								改 正 条 例							
	<u>63</u>	<u>225,700</u>	<u>279,000</u>	<u>325,700</u>	<u>365,100</u>	<u>381,500</u>	<u>403,600</u>		<u>63</u>	<u>226,600</u>	<u>279,500</u>	<u>326,100</u>	<u>365,500</u>	<u>381,900</u>	<u>404,000</u>
	<u>64</u>	<u>226,600</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,800</u>	<u>382,100</u>	<u>403,900</u>		<u>64</u>	<u>227,500</u>	<u>280,500</u>	<u>326,900</u>	<u>366,200</u>	<u>382,500</u>	<u>404,300</u>
	<u>65</u>	<u>227,300</u>	<u>280,700</u>	<u>327,400</u>	<u>366,100</u>	<u>382,500</u>	<u>404,200</u>		<u>65</u>	<u>228,200</u>	<u>281,100</u>	<u>327,800</u>	<u>366,500</u>	<u>382,900</u>	<u>404,600</u>
	<u>66</u>	<u>228,100</u>	<u>281,600</u>	<u>327,800</u>	<u>366,800</u>	<u>383,100</u>	<u>404,500</u>		<u>66</u>	<u>229,000</u>	<u>282,000</u>	<u>328,200</u>	<u>367,200</u>	<u>383,500</u>	<u>404,900</u>
	<u>67</u>	<u>229,000</u>	<u>282,300</u>	<u>328,500</u>	<u>367,500</u>	<u>383,700</u>	<u>404,800</u>		<u>67</u>	<u>229,900</u>	<u>282,700</u>	<u>328,900</u>	<u>367,900</u>	<u>384,100</u>	<u>405,200</u>
	<u>68</u>	<u>230,100</u>	<u>283,200</u>	<u>329,300</u>	<u>368,200</u>	<u>384,300</u>	<u>405,100</u>		<u>68</u>	<u>231,000</u>	<u>283,600</u>	<u>329,700</u>	<u>368,600</u>	<u>384,700</u>	<u>405,500</u>
	<u>69</u>	<u>230,800</u>	<u>284,200</u>	<u>330,100</u>	<u>368,500</u>	<u>384,700</u>	<u>405,300</u>		<u>69</u>	<u>231,700</u>	<u>284,600</u>	<u>330,500</u>	<u>368,900</u>	<u>385,100</u>	<u>405,700</u>
	<u>70</u>	<u>231,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,800</u>	<u>369,100</u>	<u>385,200</u>	<u>405,600</u>		<u>70</u>	<u>232,400</u>	<u>285,400</u>	<u>331,200</u>	<u>369,500</u>	<u>385,600</u>	<u>406,000</u>
	<u>71</u>	<u>232,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,500</u>	<u>369,800</u>	<u>385,700</u>	<u>405,900</u>		<u>71</u>	<u>233,000</u>	<u>286,200</u>	<u>331,900</u>	<u>370,200</u>	<u>386,100</u>	<u>406,300</u>
	<u>72</u>	<u>232,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,200</u>	<u>370,400</u>	<u>386,300</u>	<u>406,200</u>		<u>72</u>	<u>233,800</u>	<u>287,000</u>	<u>332,600</u>	<u>370,800</u>	<u>386,700</u>	<u>406,600</u>
	<u>73</u>	<u>233,700</u>	<u>287,400</u>	<u>332,700</u>	<u>370,700</u>	<u>386,600</u>	<u>406,400</u>		<u>73</u>	<u>234,600</u>	<u>287,800</u>	<u>333,100</u>	<u>371,100</u>	<u>387,000</u>	<u>406,800</u>
	<u>74</u>	<u>234,400</u>	<u>287,900</u>	<u>333,300</u>	<u>371,300</u>	<u>387,000</u>	<u>406,700</u>		<u>74</u>	<u>235,300</u>	<u>288,300</u>	<u>333,700</u>	<u>371,700</u>	<u>387,400</u>	<u>407,100</u>
	<u>75</u>	<u>235,100</u>	<u>288,300</u>	<u>333,800</u>	<u>372,000</u>	<u>387,400</u>	<u>407,000</u>		<u>75</u>	<u>236,000</u>	<u>288,700</u>	<u>334,200</u>	<u>372,400</u>	<u>387,800</u>	<u>407,400</u>
	<u>76</u>	<u>235,700</u>	<u>288,800</u>	<u>334,400</u>	<u>372,600</u>	<u>387,800</u>	<u>407,200</u>		<u>76</u>	<u>236,600</u>	<u>289,200</u>	<u>334,800</u>	<u>373,000</u>	<u>388,200</u>	<u>407,600</u>
	<u>77</u>	<u>236,400</u>	<u>288,900</u>	<u>334,700</u>	<u>373,000</u>	<u>388,100</u>	<u>407,400</u>		<u>77</u>	<u>237,300</u>	<u>289,300</u>	<u>335,100</u>	<u>373,400</u>	<u>388,500</u>	<u>407,800</u>
	<u>78</u>	<u>237,200</u>	<u>289,300</u>	<u>335,200</u>	<u>373,500</u>	<u>388,400</u>	<u>407,700</u>		<u>78</u>	<u>238,100</u>	<u>289,700</u>	<u>335,600</u>	<u>373,900</u>	<u>388,800</u>	<u>408,100</u>
	<u>79</u>	<u>238,000</u>	<u>289,500</u>	<u>335,600</u>	<u>374,100</u>	<u>388,700</u>	<u>408,000</u>		<u>79</u>	<u>238,900</u>	<u>289,900</u>	<u>336,000</u>	<u>374,500</u>	<u>389,100</u>	<u>408,400</u>
	<u>80</u>	<u>238,700</u>	<u>289,900</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>389,000</u>	<u>408,200</u>		<u>80</u>	<u>239,600</u>	<u>290,300</u>	<u>336,500</u>	<u>375,000</u>	<u>389,400</u>	<u>408,600</u>
	<u>81</u>	<u>239,400</u>	<u>290,100</u>	<u>336,500</u>	<u>375,100</u>	<u>389,200</u>	<u>408,400</u>		<u>81</u>	<u>240,200</u>	<u>290,500</u>	<u>336,900</u>	<u>375,500</u>	<u>389,600</u>	<u>408,800</u>
	<u>82</u>	<u>240,100</u>	<u>290,300</u>	<u>337,000</u>	<u>375,700</u>	<u>389,500</u>	<u>408,700</u>		<u>82</u>	<u>240,900</u>	<u>290,700</u>	<u>337,400</u>	<u>376,100</u>	<u>389,900</u>	<u>409,100</u>
	<u>83</u>	<u>240,800</u>	<u>290,700</u>	<u>337,500</u>	<u>376,200</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>		<u>83</u>	<u>241,600</u>	<u>291,100</u>	<u>337,900</u>	<u>376,600</u>	<u>390,200</u>	<u>409,400</u>
	<u>84</u>	<u>241,500</u>	<u>291,000</u>	<u>338,000</u>	<u>376,500</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>		<u>84</u>	<u>242,300</u>	<u>291,400</u>	<u>338,400</u>	<u>376,900</u>	<u>390,400</u>	<u>409,600</u>
	<u>85</u>	<u>242,100</u>	<u>291,300</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>390,200</u>	<u>409,400</u>		<u>85</u>	<u>242,900</u>	<u>291,700</u>	<u>338,700</u>	<u>377,300</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>
	<u>86</u>	<u>242,800</u>	<u>291,600</u>	<u>338,700</u>	<u>377,400</u>	<u>390,500</u>			<u>86</u>	<u>243,600</u>	<u>292,000</u>	<u>339,100</u>	<u>377,800</u>	<u>390,900</u>	
	<u>87</u>	<u>243,500</u>	<u>291,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,800</u>	<u>390,800</u>			<u>87</u>	<u>244,300</u>	<u>292,300</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,200</u>	
	<u>88</u>	<u>244,200</u>	<u>292,300</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,000</u>			<u>88</u>	<u>245,000</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,400</u>	
	<u>89</u>	<u>244,900</u>	<u>292,600</u>	<u>339,900</u>	<u>378,600</u>	<u>391,200</u>			<u>89</u>	<u>245,600</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,000</u>	<u>391,600</u>	
	<u>90</u>	<u>245,400</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,100</u>	<u>391,500</u>			<u>90</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,500</u>	<u>391,900</u>	
	<u>91</u>	<u>245,800</u>	<u>293,300</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,800</u>			<u>91</u>	<u>246,400</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,200</u>	
	<u>92</u>	<u>246,300</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,000</u>			<u>92</u>	<u>246,800</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,400</u>	
	<u>93</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,400</u>	<u>380,200</u>	<u>392,200</u>			<u>93</u>	<u>247,100</u>	<u>294,200</u>	<u>341,800</u>	<u>380,600</u>	<u>392,600</u>	
	<u>94</u>		<u>294,000</u>	<u>341,800</u>					<u>94</u>		<u>294,400</u>	<u>342,200</u>			
	<u>95</u>		<u>294,400</u>	<u>342,300</u>					<u>95</u>		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>			
	<u>96</u>		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>					<u>96</u>		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>			
	<u>97</u>		<u>295,000</u>	<u>342,800</u>					<u>97</u>		<u>295,400</u>	<u>343,200</u>			
	<u>98</u>		<u>295,300</u>	<u>343,300</u>					<u>98</u>		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>			
	<u>99</u>		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>					<u>99</u>		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>			

現 行 条 例

<u>100</u>	<u>296, 100</u>	<u>344, 000</u>				
<u>101</u>	<u>296, 300</u>	<u>344, 300</u>				
<u>102</u>	<u>296, 600</u>	<u>344, 700</u>				
<u>103</u>	<u>297, 000</u>	<u>345, 100</u>				
<u>104</u>	<u>297, 300</u>	<u>345, 500</u>				
<u>105</u>	<u>297, 500</u>	<u>346, 000</u>				
<u>106</u>	<u>297, 800</u>	<u>346, 400</u>				
<u>107</u>	<u>298, 200</u>	<u>346, 800</u>				
<u>108</u>	<u>298, 500</u>	<u>347, 200</u>				
<u>109</u>	<u>298, 700</u>	<u>347, 700</u>				
<u>110</u>	<u>299, 100</u>	<u>348, 100</u>				
<u>111</u>	<u>299, 500</u>	<u>348, 400</u>				
<u>112</u>	<u>299, 800</u>	<u>348, 700</u>				
<u>113</u>	<u>299, 900</u>	<u>349, 200</u>				
<u>114</u>	<u>300, 200</u>					
<u>115</u>	<u>300, 500</u>					
<u>116</u>	<u>300, 900</u>					
<u>117</u>	<u>301, 100</u>					
<u>118</u>	<u>301, 300</u>					
<u>119</u>	<u>301, 600</u>					
<u>120</u>	<u>301, 900</u>					
<u>121</u>	<u>302, 300</u>					
<u>122</u>	<u>302, 500</u>					
<u>123</u>	<u>302, 800</u>					
<u>124</u>	<u>303, 100</u>					
<u>125</u>	<u>303, 400</u>					
再任用職員	<u>186, 900</u>	<u>214, 400</u>	<u>254, 400</u>	<u>273, 800</u>	<u>288, 900</u>	<u>314, 300</u>

別表第 2 略

改 正 条 例

<u>100</u>	<u>296, 500</u>	<u>344, 400</u>				
<u>101</u>	<u>296, 700</u>	<u>344, 700</u>				
<u>102</u>	<u>297, 000</u>	<u>345, 100</u>				
<u>103</u>	<u>297, 400</u>	<u>345, 500</u>				
<u>104</u>	<u>297, 700</u>	<u>345, 900</u>				
<u>105</u>	<u>297, 900</u>	<u>346, 400</u>				
<u>106</u>	<u>298, 200</u>	<u>346, 800</u>				
<u>107</u>	<u>298, 600</u>	<u>347, 200</u>				
<u>108</u>	<u>298, 900</u>	<u>347, 600</u>				
<u>109</u>	<u>299, 100</u>	<u>348, 100</u>				
<u>110</u>	<u>299, 500</u>	<u>348, 500</u>				
<u>111</u>	<u>299, 900</u>	<u>348, 800</u>				
<u>112</u>	<u>300, 200</u>	<u>349, 100</u>				
<u>113</u>	<u>300, 300</u>	<u>349, 600</u>				
<u>114</u>	<u>300, 600</u>					
<u>115</u>	<u>300, 900</u>					
<u>116</u>	<u>301, 300</u>					
<u>117</u>	<u>301, 500</u>					
<u>118</u>	<u>301, 700</u>					
<u>119</u>	<u>302, 000</u>					
<u>120</u>	<u>302, 300</u>					
<u>121</u>	<u>302, 700</u>					
<u>122</u>	<u>302, 900</u>					
<u>123</u>	<u>303, 200</u>					
<u>124</u>	<u>303, 500</u>					
<u>125</u>	<u>303, 800</u>					
再任用職員	<u>187, 300</u>	<u>214, 800</u>	<u>254, 800</u>	<u>274, 200</u>	<u>289, 300</u>	<u>314, 700</u>

別表第 2 略

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号) 第1条～第12条 略 (勤務1時間当りの給与額の算出) 第13条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。 第14条～第15条の2 略 (期末手当) 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第50項第2号において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～6 略 第16条の2及び第16条の3 略	○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号) 第1条～第12条 略 (勤務1時間当りの給与額の算出) 第13条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に第9条の3に規定する手当（同条第1項第1号及び第3号に規定する職員に対する手当を除く。）及び第18条に規定する手当を加えた額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（同条例第3条に規定する週休日を除く。）に係る勤務時間を減じたもので除した額とする。 第14条～第15条の2 略 (期末手当) 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～6 略 第16条の2及び第16条の3 略

現 行 条 例	改 正 条 例
(勤勉手当) 第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第50項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第50項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額</u> (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45を乗じて得た額の総額</u> 3～5 略 第18条～第23条 略 附 則 1～49 略 (平成22年12月以降における経過措置) 50 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の	(勤勉手当) 第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90を乗じて得た額の総額</u> (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5を乗じて得た額の総額</u> 3～5 略 第18条～第23条 略 附 則 1～49 略

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u> (1) <u>給料月額</u> 当該特定職員の給料月額（当該特定職員が条例第20条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条ただし書の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低号給の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第52項及び第53項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第52項において「給料月額減額基礎額」という。）） (2) <u>期末手当</u> それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第16条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額） (3) <u>勤勉手当</u> それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第17条第4項において準用する第16条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第53項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第17条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗	

現 行 条 例	改 正 条 例				
<u>じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第16条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第53項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第17条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）</u> <u>(4) 第21条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>ア 第21条第1項 前3号に定める額</u> <u>イ 第21条第2項又は第3項 前3号に定める額に100分の80を乗じて得た額</u> <u>ウ 第21条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</u> <u>エ 第21条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）</u> <table border="1" data-bbox="168 833 1108 909"> <tr> <td>給料表</td><td>職務の級</td></tr> <tr> <td>行政職給料表</td><td>6 級</td></tr> </table> 51 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。 52 附則第50項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第13条の規定に関わらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。 53 附則第50項の規定が適用される間、第17条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第50項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。	給料表	職務の級	行政職給料表	6 級	
給料表	職務の級				
行政職給料表	6 級				

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例施行に伴って附則により一部改正する条例（附則第4条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町職員の育児休業等に関する条例 （平成4年3月23日 条例第6号） 第1条～第23条 略 附 則 1～5 略 （給与条例附則第50項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する給与条例の特例） 6 育児短時間勤務職員に対する幕別町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。以下同じ。）附則第50項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額（）」とあるのは「号給の給料月額に幕別町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）第16条の規定により読み替えられた給与条例第5条第2項に規定する算出率（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「同項の」とあるのは「条例第20条の」と、同項第2号及び第3号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。 7 第15条の通知を受けて育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第50項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、前項の規定を準用する。 8 短時間勤務職員に対する給与条例附則第50項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額（）」とあるのは「号給の給料月額に幕別町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）第18条の規定により読み替えられた給与条例第5条第2項に規定する算出率（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「同項の」とあるのは「条例第20条の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」とする。	○幕別町職員の育児休業等に関する条例 （平成4年3月23日 条例第6号） 第1条～第23条 略 附 則 1～5 略

現 行 条 例	改 正 条 例
9 <u>第20条の承認を得て育児休業法第19条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第50項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、給与条例第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例附則第52項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u>	

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例施行に伴って附則により一部改正する条例（附則第5条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 （平成18年 3 月10日 条例第 4 号） 略 附 則 第 1 条～第 6 条 略 （給料の切替に伴う経過措置） 第 7 条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第26号。第 1 号において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（<u>条例附則第50項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額</u>）を給料として支給する。 (1)及び(2) 略 2 及び 3 略	○幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 （平成18年 3 月10日 条例第 4 号） 略 附 則 第 1 条～第 6 条 略 （給料の切替に伴う経過措置） 第 7 条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第26号。第 1 号において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 (1)及び(2) 略 2 及び 3 略

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例施行に伴って附則により一部改正する条例（附則第6条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成27年 3 月20日 条例第19号) 略 附 則 1 及び2 略 (給料の切替に伴う経過措置) 3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額（<u>給与条例附則第50項の規定により給料が減ぜられて支給されている職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額</u>）を給料として支給する。 4～7 略	○幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成27年 3 月20日 条例第19号) 略 附 則 1 及び2 略 (給料の切替に伴う経過措置) 3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 4～7 略